

ご利用ください

國際交流助成制度

国際化社会といわれて久しくなりますが、大館市に国際交流（研修）助成制度というのがあることがあります。大館市に国際交流（研修）助成制度といふのがあることを存じでしようか。これは、市民の皆さんに豊かな国際感覚を身に付けてもらいたいような国際交流活動や地域の活性化に役立つような国際交流活動に要する費用の一部を助成するという制度です。

平成八年度は、二事業、二人に助成金が交付されました。まだま
だ、利用されるかたが少ないよう
です。そこで、国際交流を目的に海外
に出かける際は、どうぞご利用く
ださい。

ここでは、四月からの制度の改
正に合わせて、この制度を改めて
紹介します。

対象になる事業

団体事業とその他の助成金限度額

人 数	限 度 額
1～9人	20万円
11～29人	40万円
30～49人	60万円
50～99人	80万円
100人以上	100万円



助成金の算出

主催する国際交流事業
その他：その他、国、市、公共団体または民間団体（営利活動は除く）が主催して行う国際交流事業に参加するとき

個人事業の場合は、対象経費（運賃および海外での宿泊料）の三分の一以内を助成金とします。ただし、十万円を限度額とさせていた

団体事業とその他の場合は、対象経費の五分の一の額と別表にあ

助成の対象になるかたは、申し込み後、審査会で選定のうえ、決定します。そして、対象になると決定されたかたには、所要経費を審査のうえ、助成金を交付します。ただし、同一人（同グループ）への助成は一年に一回とさせていた

交流報告

助成金を受けたかたは、国際交流事業が終了後、一ヶ月以内に交流(研修)結果報告書、感想文、交流時の写真及び收支報告書を提出しなければなりません。

お問い合わせは

企画調整課 49-3111
(内線268)

応募書類の提出

参加の申し込みをするかたは、

対象者の決定と
細書、実施計画書、応募者調査書類を企画調整課へ提出してくださといい。応募書類は、申請書、経費明細書（用紙は企画調整課にあります）です。また、住民票もしくは住所のわかるものも必要です。

対象者の決定と助成金の交付

寄せられています。

市政は市民の皆さんから納めでいただいた積金をもとにして運営されています。それに、皆さんの様々な協力があって、むだなお金のかからない、効率的な市の運営ができるだけです。その一番の良い例が、ごみの問題です。行政の側がごみの分別作業をするのではなく、皆さん協力があつてこそ、作業が効率的に進み、また、ダイオキシンの数値を下げることができました。生ごみの減量化もそのような協力があれば、必ず達成できるはずです。また、公園の草取りなども市の税金を使わずに、普段利用している住民が自発的に行う、これらは立派なボランティア活動といえるでしょう。

今後、大館市では、北部老人福祉総合エリアのオープンが控えています。エリアには、たくさんの地域のかたがたが集まっていますので、今以上にボランティアの役割が重要になってしまいます。そのかたがたを温かく迎えるには、行政の力だけでは対処できません。これから、皆さんのが参加しやすい、市の発展に結び付けることのできる、ボランティア活動の環境づくりを進めていきたいと思います。

市長リポート

No. 154



ボランティア

に期待すること